



茨城県報

第 2338 号

平成23年11月24日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 大規模小売店舗の変更の届出（2件）（中小企業課）…………… 1
- 大規模小売店舗の廃止の届出（中小企業課）…………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（中小企業課）…………… 4
- 道路の供用の開始（3件）（道路維持課）…………… 5
- 土地改良区役員の就任（農林事務所）…………… 5
- 更正換地処分届出（農林事務所）…………… 6

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（2件）（生活文化課）…………… 6
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）…………… 7
- 基本測量の実施（用地課）…………… 8
- 公共測量の実施（用地課）…………… 8
- 都市計画の図書の縦覧（都市計画課）…………… 8
- 開発行為の工事完了（4件）（建築指導課）…………… 8

告 示

茨城県告示第1227号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4週間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社

代表取締役 岡 内 欣 也

(2) 住所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン守谷

守谷市百合ヶ丘三丁目249-1 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ロックシティ守谷

(変更後) イオンタウン守谷

(3) 変更の年月日

平成23年9月1日

(4) 変更の理由

社名変更に伴う店舗名称変更のため

3 届出年月日

平成23年11月11日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その関係書類は、本日から4月間縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県知事に提出することができる。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社タイヨー

代表取締役 森 田 剛

(2) 住所

神栖市大野原二丁目31番31号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー知手店

神栖市知手砂3420-57

(2) 変更しようとする事項

ア 駐輪場の位置

イ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 247㎡

(変更後) 297㎡

(3) 変更する年月日

平成24年7月12日

(4) 変更する理由

店舗計画の変更のため

3 届出年月日

平成23年11月11日

4 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出について、同条第6項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社石橋商事

代表取締役 石 橋 春 雄

(2) 住所

神栖市波崎6917番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

旧ケーヨーデイツー波崎店

神栖市波崎7121 外

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,584㎡

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0㎡

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成23年11月1日

(5) 変更する理由

店舗取り壊しのため

3 届出年月日

平成23年11月1日

茨城県告示第1230号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告し、その意見書は、本日から1月間縦覧に供する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンキ石下店

常総市新石下寺浦4072 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）

平成23年7月28日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社三喜	千葉県柏市中央町2番8号	八木下 眞 司

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成24年3月16日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,018㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数 83台

(イ) 駐輪場の収容台数 58台

(ウ) 荷さばき施設の面積 32㎡

(エ) 廃棄物等の保管施設の容量 16㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後8時45分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時45分～午後9時

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時～午後9時

キ 届出年月日

平成23年7月15日

2 市町村の意見

意見無し

3 縦覧の場所

茨城県商工労働部中小企業課

茨城県告示第1231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦境線
- 2 供用開始の区間 常総市大字新石下字西川原192番地先から
常総市大字向石下字城廻114番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月26日

茨城県告示第1232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 石下停車場線
- 2 供用開始の区間 常総市大字新石下字陣屋敷215番1地先から
常総市大字新石下字陣屋敷215番5地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月26日

茨城県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成23年11月24日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 筑西三和線
- 2 供用開始の区間 筑西市大字関本下字前浜1078番1地先から
結城市大字山王字下河原886番地先まで
- 3 供用開始の期日 平成23年11月26日

茨城県告示第1234号

稲敷市江戸崎甲2148番地の2に事務所を置く羽賀沼土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年11月24日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

就 任

職 名	氏 名	住 所
理 事	宮 本 信 一	稲敷市椎塚1006番地

茨城県告示第1235号

平成23年9月12日付け稲土改指令第3号をもって認可した団体営土地改良事業長戸地区（全換地区）の換地計画の更正については、豊田新利根土地改良区から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定により公示する。

平成23年11月24日

茨城県県南農林事務所長 山 根 隆 重

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年1月10日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成23年11月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 だいち

3 代表者の氏名

根 本 順 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市堀町767番地の1

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者自立支援法に基づく事業等を行い、一人ひとりの自立に向けた生活の基盤づくりを支援すると共に、地域に必要とされるサービス提供を行い、障害者とその家族の安心した生活及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申

請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 24 年 1 月 10 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 11 月 9 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 こぼと学童クラブ育成会

3 代表者の氏名

谷 萩 陽 一

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市堀町 1135 番地 4

5 定款に記載された目的

この法人は、保育が必要とされる小学校児童に対して、安全な活動の場の提供及び心身ともに健やかな発達を援助することに関する事業を行い、健全で豊かな地域社会の確立に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成 24 年 1 月 10 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成 23 年 11 月 24 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成 23 年 11 月 10 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シャローム

（設立認証：平成 15 年 10 月 24 日、設立：平成 15 年 11 月 19 日）

3 代表者の氏名

木 村 靖 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県石岡市若松一丁目 5 番 38 号

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や身体に障害を持つ人たちに働く場と談笑の場を、また不登校の子どもたちに学びや成長の場と談笑の場を提供し、子どもたちの学校への復帰または社会参加など多様な生き方を支援するとともに、不登校のお子さんを抱えて悩んでいるご家庭の支援をする。また、学校および学校外教育のあり方について、社会の理解を深める活動を行う。こうした、多様な教育と文化を創造することをもって、広く高齢者や身体に障害を持つ人た

ちそして青少年の人権の確立と保障に寄与することを目的とする。

●基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 基本測量（復旧・復興補助基準点測量に伴う基準点改測）
- 3 作業期間 平成23年11月24日から平成24年3月31日まで
- 4 作業地域 高萩市，北茨城市，鹿嶋市，潮来市，神栖市，鉾田市，東茨城郡大洗町

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測量機関 国土地理院
- 2 作業種類 公共測量（復旧・復興補助基準点測量）
- 3 作業期間 平成23年11月24日から平成24年3月31日まで
- 4 作業地域 日立市，高萩市，北茨城市，鹿嶋市，潮来市，神栖市，鉾田市，東茨城郡大洗町

●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画道路の変更に伴い、阿見町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類
道路（3・5・65 福田工業団地線）
- 2 縦覧場所
茨城県土木部都市局都市計画課

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月24日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字石神内宿字寺堀955番7

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川駅西二丁目3番7号

盛 合 洋 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字白方字白根161番4

- 2 事業主の住所及び氏名

常陸大宮市小祝1333番地の2

後 藤 知 成

ひたちなか市大字稲田329番地1 (リバティパレス202号)

後 藤 有 美 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字貝カラ2407番4

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川駅西二丁目12番10-102号 (リヴェールコート)

相 澤 隆

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字長井戸殿山1611番3, 同番4, 同番5, 同番6, 同番7, 同番8, 同番9

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字長井戸1720番地5

相 良 す み

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)